

広島県告示第六百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十三年七月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あすなる薬局	呉市広古新開八丁目四番二五号	平成二十三年七月一日
おかだ歯科	竹原市中央四丁目五番一七号	平成二十三年六月一日
黒滝薬局	竹原市忠海中町二丁目一番一六号	平成二十三年五月六日
こまざわ小児科	東広島市西条町寺家七三七七番地	平成二十三年五月一日
ちえ内科クリニック	安芸郡海田町幸町八番一四―三号	平成二十三年七月一日
医療法人社団湧泉会 ひまわり歯科	安芸郡海田町昭和町二番二八号	平成二十三年六月一日
ひまわり訪問看護ステーション	尾道市久保二丁目一五番一七号	平成二〇年四月一日
訪問看護ステーション おおさき	豊田郡大崎上島町大串三〇三二番地一	平成二十二年七月一日